

施設利用のガイドライン(集会室・会議室用)

緊急事態宣言の解除に伴い、ガイドラインを更新いたします。

●対象施設

小樽市民会館・小樽市公会堂・小樽市民センター 会議室・集会室

●適用期間

令和3年10月以降～(当面の間)

●ご利用に際しての必須条件

- ① **通常時利用定員の半数(50%)を目安とすること。**
(参加者同士の距離を適切に空けること。)
- ② **入室時、参加者全員の手指消毒を実施すること。**
(消毒液は各館入り口に設置してあります。)
(参加者が大人数の場合は主催者側で用意すること。)
- ③ **参加者の体調を把握すること。**
(発熱・咳・咽頭痛等の有症者がいた場合には参加を断ること。)
(事務室にて非接触型体温計を貸し出しいたします。)
- ④ **マスクの着用率100%を担保すること。**
(一部来場者が持参しないことを想定して、主催者で予備的に配布用を用意すること。またアレルギー等何らかの理由により着用できない場合は、フェイスシールド等他の措置を講じ、周囲に不安感を与えないよう十分に配慮すること。)
- ⑤ **来場者全員の連絡先を把握すること。**
(事前予約や入室時に連絡先を記入させ確実に把握するとともに、万が一感染者が発生した場合には館及び保健所等に速やかに名簿を提出すること。)
- ⑥ **向かい合って会話しながらの飲食(お弁当等)はしないこと。**
(十分な間隔を空ける、壁に向かう等、適切な対応を講じること。)
- ⑦ **大声での会話や歓声等がないこと。**
(合唱の練習等で使用する場合は、人と人の間の距離を適切に空けるとともに、マスクの着用や定期的な換気など必要な対策を講じること。)
- ⑧ **対面での机等のレイアウトをしないこと。**
(講師や司会者が対面する場合は、最前列との間隔を十分に空けること。)
- ⑨ **不特定多数の参加者が想定される場合。**
(各種展示会や物販・フリーマーケット等、不特定多数の来場者が想定される場合は、3密状態回避のために定期的な換気を行うとともに、無制限に入場させず、一定数(10人程度)ずつに入場を分散するなど安全策を講じること。)
- ⑩ **下記の感染拡大予防ガイドラインを守っていただくこと。**

公益社団法人全国公立文化施設協会

劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf